

令和8年度 契約締結前における公表（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号）

| 番号 | 契約の名称 (物品/役務の名称) | 概要 | 契約予定期間 | 契約締結予定日 | 契約相手方の選考基準 | 問い合わせ先 | 備考 |
|----|---------------------------------------|---|------------------------|----------|---|--|----|
| 1 | 白河市中心・表郷・大信及び東公民館受付・清掃・草刈及びワックスがけ業務委託 | 受付、窓口、館内管理、館内及び外回り清掃、外回り草刈り、床のワックスがけ | 令和8年4月1日～ 令和9年3月31日 | 令和8年4月1日 | 次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。 | 中央公民館 直通：0248-23-3810 | |
| 2 | 表郷総合運動公園管理業務 | 管理、受付、清掃及び草刈等環境整備 | 令和8年4月1日～ 令和9年3月31日 | 令和8年4月1日 | 次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。 | 市長公室文化スポーツ局ス ポーツ振興課 内線：2505 | |
| 3 | 大信総合運動公園管理業務 | 管理、受付、清掃及び草刈等環境整備 | 令和8年4月1日～ 令和9年3月31日 | 令和8年4月1日 | 次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。 | 市長公室文化スポーツ局ス ポーツ振興課 内線：2505 | |
| 4 | 東風の台運動公園管理業務 | 管理、受付、清掃及び草刈等環境整備 | 令和8年4月1日～ 令和9年3月31日 | 令和8年4月1日 | 次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。 | 市長公室文化スポーツ局ス ポーツ振興課 内線：2505 | |
| 5 | 文書仕分業務 | 行政連絡員宅に発送する文書の梱包作業 | 令和8年4月1日～ 令和9年3月31日 | 令和8年4月1日 | 次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。 | 総務部総務課 内線：2351 | |
| 6 | 本庁舎日直業務 | 庁舎の管理（土日祝日、年末年始） | 令和8年4月1日～ 令和9年3月31日 | 令和8年4月1日 | 次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。 | 総務部総務課 内線：2346 | |
| 7 | 白河駅前駐輪場内及びトイレ清掃業務 | 白河駅前駐輪場内清掃（週一回）、駅前トイレ清掃（363日） | 令和8年4月1日～ 令和9年3月31日 | 令和8年4月1日 | 次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。 | 市民生活部生活防災課 直通：0248-28-5510 | |
| 8 | 不法投棄監視・撤去業務 | 市内全域のパトロール及び不法投棄物の回収 | 令和8年4月1日～ 令和9年3月31日 | 令和8年4月1日 | 次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。 | 市民生活部環境保全課 内線：2187 直通：0248-28-5512 | |
| 9 | 白河市羅漢山霊園管理業務 | 白河市羅漢山霊園の埋葬受付・霊園内の清掃・管理 | 令和8年4月1日～ 令和9年3月31日 | 令和8年4月1日 | 次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。 | 市民生活部環境保全課 内線：2185 直通：0248-28-5512 | |
| 10 | サンフレッシュ白河窓口代行及び施設整備業務 | 土日祝日昼間及び平日夜間（午後5:15～9:15）の施設利用申込受付代行、施設内の樹木の剪定・除草 | 令和8年4月1日～ 令和9年3月31日 | 令和8年4月1日 | 次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。 | 市民生活部市民課 内線：2175 | |
| 11 | サンフレッシュ白河清掃業務 | 施設の清掃（1日3時間×週5回） | 令和8年4月1日～ 令和9年3月31日 | 令和8年4月1日 | 次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定める障害者支援施設等であること。 ②業務を適切に遂行できること。 | 市民生活部市民課 内線：2175 | |
| 12 | 五箇市民センター清掃業務 | 施設の清掃（週2回） | 令和8年4月1日～ 令和9年3月31日 | 令和8年4月1日 | 次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。 | 市民生活部市民課 内線：2175 | |
| 13 | 幼稚園管理業務 | 表郷・ひがし幼稚園の園舎内外の整理整頓、清掃管理、簡易な宮繕補修などの管理 | 令和8年4月1日～ 令和9年3月31日 | 令和8年4月1日 | 次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。 | 保健福祉部子ども未来局 子ども育成課 直通：0248-28-5524 | |

| 番号 | 契約の名称 (物品/役務の名称) | 概要 | 契約予定期間 | 契約締結予定日 | 契約相手方の選考基準 | 問い合わせ先 | 備考 |
|----|-----------------------------|--|--------------------------|-----------|---|--|----|
| 14 | 保育園管理業務 | さくら・わかば・おもてごう保育園の園舎内外の整理整頓、清掃管理、簡易な営繕補修などの管理 | 令和8年4月1日～ 令和9年3月31日 | 令和8年4月1日 | 次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。 | 保健福祉部こども未来局 こども育成課 直通：0248-28-5524 | |
| 15 | 工業の森・新白河A工区・B工区・C工区維持管理業務委託 | 公用団地内維持管理（草刈、道路路肩清掃、排水路清掃、トイレ清掃、ごみ拾い等） | 令和8年4月1日～ 令和9年3月31日 | 令和8年4月1日 | 次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。 | 産業部商工課 直通：0248-21-5910 | |
| 16 | 道路パトロール等業務委託 | 道路パトロール、舗装路面小規模修繕及び道路除草作業 | 令和8年4月1日～ 令和9年3月31日 | 令和8年4月1日 | 次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。 | 建設部道路河川課 内線：2227 | |
| 17 | 道路河川等維持管理業務委託 | 道路・河川等の除草・剪定作業 | 令和8年4月1日～ 令和9年3月31日 | 令和8年4月1日 | 次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。 | 建設部道路河川課 内線：2227 | |
| 18 | 城山公園管理業務 | 公園内清掃および樹木管理、城山公園駐車場管理 | 令和8年4月1日～ 令和9年3月31日 | 令和8年4月1日 | 次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。 | 建設部都市計画課 内線：2236 | |
| 19 | 阿武隈川河川公園ほか清掃等業務委託 | 公園内の清掃および樹木管理、芝生管理 | 令和8年4月1日～ 令和9年3月31日 | 令和8年4月1日 | 次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。 | 建設部都市計画課 内線：2236 | |
| 20 | 市道城山線樹木管理業務委託 | 市道城山線の樹木管理 | 令和8年4月1日～ 令和9年3月31日 | 令和8年4月1日 | 次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。 | 建設部都市計画課 内線：2236 | |
| 21 | 南湖公園清掃等業務委託 | 公園内の清掃および樹木管理 | 令和8年4月1日～ 令和9年3月31日 | 令和8年4月1日 | 次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。 | 建設部都市計画課 内線：2237 | |
| 22 | 歴史民俗資料館等受付等業務 | 歴史民俗資料館の受付（土日祝日）・清掃、小峰城歴史館の受付及び館内の簡易な清掃 | 令和8年4月1日～ 令和9年3月31日 | 令和8年4月1日 | 次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。 | 建設部文化財課 直通：0248-27-2310 | |
| 23 | 旧小峰城太鼓櫓受付業務 | 旧小峰城太鼓櫓の開放・受付 | 令和8年4月1日～ 令和9年3月31日 | 令和8年4月1日 | 次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。 | 建設部文化財課 直通：0248-28-5535 | |
| 24 | 小峰城三重櫓等管理業務 | 三重櫓管理、清水門・矢之門の開閉 | 令和8年4月1日～ 令和9年3月31日 | 令和8年4月1日 | 次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。 | 建設部文化財課 直通：0248-28-5535 | |
| 25 | 小峰城跡草刈業務 | 小峰城跡指定地内の草刈 | 令和8年4月21日～ 令和8年11月30日 | 令和8年4月21日 | 次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。 | 建設部文化財課 直通：0248-28-5535 | |
| 26 | 市内史跡等草刈業務 | 白河関跡、下総塚古墳等の草刈 | 令和8年4月21日～ 令和9年1月29日 | 令和8年4月21日 | 次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。 | 建設部文化財課 直通：0248-28-5535 | |

| 番号 | 契約の名称 (物品/役務の名称) | 概要 | 契約予定期間 | 契約締結予定日 | 契約相手方の選考基準 | 問い合わせ先 | 備考 |
|----|---------------------|-------------------------------|-------------------------|----------|---|------------------------------|----|
| 27 | 白河市学校管理業務 | 市内の各小・中学校（小学校13校、中学校6校）の用務員派遣 | 令和8年4月1日～ 令和9年3月31日 | 令和8年4月1日 | 次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。 | 教育委員会教育総務課 内線：2362 | |
| 28 | JR金山駅前周辺清掃業務委託 | JR金山駅前周辺の清掃 | 令和8年4月1日～ 令和9年3月31日 | 令和8年4月1日 | 次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。 | 表郷庁舎地域振興課 直通：0248-32-2111 | |
| 29 | 表郷庁舎文書配達業務 | 表郷庁舎・本庁間の文書等配達 | 令和8年4月1日～ 令和9年3月31日 | 令和8年4月1日 | 次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。 | 表郷庁舎地域振興課 直通：0248-32-2111 | |
| 30 | 表郷地域公共施設環境整備業務 | 道路パトロール補修、草刈り等 | 令和8年4月1日～ 令和9年3月31日 | 令和8年4月1日 | 次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。 | 表郷庁舎事業課 直通：0248-32-4786 | |
| 31 | 鶴子山公園管理等業務 | 鶴子山公園の管理 等 | 令和8年4月1日～ 令和9年3月31日 | 令和8年4月1日 | 次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。 | 表郷庁舎事業課 直通：0248-32-4786 | |
| 32 | 白河市大信庁舎清掃業務 | 庁舎内外の清掃（週5回） | 令和8年4月1日～ 令和9年3月31日 | 令和8年4月1日 | 次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。 | 大信庁舎地域振興課 直通：0248-46-2111 | |
| 33 | 大信庁舎文書配達業務 | 大信庁舎・本庁間の文書等配達 | 令和8年4月1日～ 令和9年3月31日 | 令和8年4月1日 | 次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。 | 大信庁舎地域振興課 直通：0248-46-2111 | |
| 34 | 増見・下新城河川公園管理業務 | 河川公園の維持管理 | 令和8年5月1日～ 令和8年10月31日 | 令和8年4月1日 | 次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。 | 大信庁舎事業課 直通：0248-46-2115 | |
| 35 | 道路植樹帯管理業務 | 道路植樹帯の維持管理 | 令和8年5月1日～ 令和8年9月30日 | 令和8年4月1日 | 次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。 | 大信庁舎事業課 直通：0248-46-2115 | |
| 36 | 東地域広報紙等全戸配付業務 | 広報紙及び市民向けチラシ等の全戸配布 | 令和8年4月1日～ 令和9年3月31日 | 令和8年4月1日 | 次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。 | 東庁舎地域振興課 直通：0248-34-2111 | |
| 37 | 東庁舎等清掃業務 | 東庁舎及び農業技術センター内外の清掃 | 令和8年4月1日～ 令和9年3月31日 | 令和8年4月1日 | 次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。 | 東庁舎地域振興課 直通：0248-34-2111 | |
| 38 | 東庁舎管理補助業務 | 庁舎と本庁の連絡業務及び庁舎周辺の整備 | 令和8年4月1日～ 令和9年3月31日 | 令和8年4月1日 | 次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。 | 東庁舎地域振興課 直通：0248-34-2111 | |
| 39 | 東庁舎広報紙等仕分け業務 | 全戸配布する広報紙やチラシの仕分け作業 | 令和8年4月1日～ 令和9年3月31日 | 令和8年4月1日 | 次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。 | 東庁舎地域振興課 直通：0248-34-2111 | |

| 番号 | 契約の名称 (物品/役務の名称) | 概要 | 契約予定期間 | 契約締結予定日 | 契約相手方の選考基準 | 問い合わせ先 | 備考 |
|----|---------------------|-------------------------|--------------------------|-----------|---|---------------------------|----|
| 40 | 水道施設点検業務委託 | 各水道施設の点検業務 各施設週1回の点検 | 令和8年4月1日～ 令和9年3月31日 | 令和8年4月1日 | 次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。 | 水道部水道課 直通：0248-27-2541 | |
| 41 | 水道施設草刈業務委託 | 水道施設の草刈・剪定・落ち葉集積業務 | 令和8年4月24日～ 令和8年11月30日 | 令和8年4月24日 | 次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。 | 水道部水道課 直通：0248-27-2541 | |